

9条を変える憲法改悪は阻止しなければなりません!

憲法から考えよう

ウクライナでの戦争が続いている。(5月7日現在) 宣戦布告なしに攻め入ったロシアはもとより許されない。一方のウクライナも、成人男性(軍人のみでない)に武器を取り死んでも国家を守れと言っている。さらに、アメリカと NATO 加盟国は「もっと戦え」と大量の兵器の無償貸与を続けている。

我々が情報を得るのは主にマスコミ(テレビ・新聞等)からである。今の状況について正確には分からない。大変な時、国の進路が大きな岐路に立っている時こそ、原点に帰りじっくり考えるべきである。では、原点とは何か。現在の日本の進むべき道を定める憲法であろう。

改めて見てみる。日本国憲法第9条にはこうある。「第2章 戦争の放棄 第9条[戦争の放棄、軍備及び交戦権の否認]①日本国民は、正義と秩序を基調とする国際平和を誠実に希求し、国権の発動たる戦争と、武力による威嚇又は武力の行使は永久にこれを放棄する。②前項の目的を達するため、陸海空軍その他の戦力は、これを保持しない。国の交戦権はこれを認めない。」

これを踏まえて何をすれば良いのだろう。今から60年前、大内兵衛はこう述べている。「(前略)いまの日本が、たとえば、ソ連とアメリカ、アメリカと中国など、そのほか起こり得べき一切の地球上の戦争に参加することは、われわれ日本人にとって、有害無益だと考えます。いな、それどころか、そういう戦争には絶対参加せず、それとはなれて、中立を保っていることが、日本国民の利益であるところか、同時に世界の平和にも役立つと考えます。

これに対して日本が軍備または兵力を持たないで自分の国は守れぬという人がいる。それが改憲論のつけこみどころであるが、それは古い常識であって、いまは、その論は通じない。というのは、いまの大国の兵器の状態では少しぐらいの兵力をもっていてもそれをふせぐ力はなく、そんなものをもっていれば、攻撃を受ける口実を彼らに与えるだけである。(中略)もちろん無軍備であれば侵略を受けて蒙るであろう損害は、軍事的抵抗によって受ける損害よりも恐らく小さいであろう。というのは、いかに残虐な戦争でも、武装しない人間を殺害するには限度があるからである。(後略)」～雑誌『平和経済』 1963年8月号、「大内兵衛著作集」第7巻 P.616～617 岩波書店1975年発行～

そうなれば、「武器でない」と言って防弾チョッキやドローンが無償貸与することはとる道ではない。

小さいかもしれないが、これからもねばり強く「相方とも戦いをやめろ」と声をあげようではないか。(H.O)



基本的な内容は、国家社会主義ドイツ労働者党(ナチ党)が迫害対象を徐々に拡大していく様に恐怖を感じつつも、「自分には関係ない」と見て見ぬふりをしていたら、己がいざ迫害対象になると、社会には声を上げる人は誰もいなかったというもの。

ロシアのウクライナ侵攻に便乗した改憲策
動が強まる中、**輝きを増す憲法第9条**

憲法擁護で自転車パレード

憲法施行75周年の記念日である5月3日、戦後77年戦争反対！平和を守る会」主催で、憲法擁護運動として、コロナ禍で3年ぶりとなった「自転車パレード(銀輪行進)」が行われました。

この日は、雨・雷が降るあいにくの寒い天候にもかかわらず21人が参加しました。

午前10時半に事前集会が開催され、共同代表の内海幸一代表・議矢隆共同代表が挨拶しました。

この後、参加者は戦争反対！平和憲法を守れ！」のゼッケン、自転車に「平和憲法を広めよう」など桃太郎旗を付けて、宣伝カーを先頭に平和憲法擁護を訴えました。

参加された方々ご苦労様でした。



宣伝カーを先頭に、平和憲法擁護を訴えた自転車パレード

得票目標 全国・県連合目標4%以上
選挙区は「小野寺あきこ」

比例区は「社民党」の徹底

5月12日(木)午前10時から、総支部第1回常任幹事会が開催されました。

この日の議題は、6月22日公示(水)で7月10日(日)投票が予定されている第26回参議院議員選挙について県連合の方針をうけて若松総支部としてどう取り組みを進めていくか討論を行いました。

社民党全国比例代表選出候補者

(東北・北海道ブロック重点候補者)の確認



くぼ こうき
久保 孝喜

(写真)

1953年12月21日生まれ(68歳)



福島県選挙区(定数1)

①候補者 **小野寺あきこ**
(無所属)(写真)

社民党県連2022年4月29日
推薦決定

全党員会議の開催

- 日時 2022年5月20日(金)
午前10時より
- 場所 社民党会津若松総支部(北青木)
- 議題
- ①第26回参議院議員選挙闘争について
 - ②党勢拡大について
 - ③その他